

沼津市国民健康保険条例の一部改正について

沼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

沼津市国民健康保険条例（昭和35年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条の 6 中「65万円」を「66万円」に改める。

第14条の 6 の 9 中「24万円」を「26万円」に改める。

第20条の 2 第 1 項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 3 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第 4 項中「65万円」を「66万円」に改める。

第20条の 5 第 1 項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 3 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 7 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第 8 項中「65万円」を「66万円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市国民健康保険条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「提案理由」

国民健康保険法施行令の一部改正に倣い、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げるものである。